

◎なごや西の森づくり

取り組みの主体	緑政土木局	市民	事業者		
第1期の取り組み概要	苗木の植樹などを行いました。				

【「水の環復活」とのつながり】

<水面や緑地、農地を保全する>

苗木を植え、森づくりを進めることで、緑被地の確保を図り、水循環機能を回復します。

<水辺や緑が身近に感じられるまちづくり>

まとまった面積の緑地の確保を図ることは、自然や生き物のすみかを守ることにつながります。

<市民・事業者・行政が協力し合い、できることから実践する人づくり>

多くの皆さんの協力のもと、森の手入れを進めます。

【事業の説明】

「健康とスポーツの里」を全体テーマとする戸田川緑地において、広域防災拠点として、園路・広場などの施設を整備するとともに、市民・事業者・行政のパートナーシップにより森を創出しました。



西の森中央地区左岸整備イメージ

【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】

苗木の植樹や都市公園の整備、市民団体の活動支援等を行いました。

苗木の植樹面積	1.5ha
都市公園整備面積	6.64ha



【第2期実行計画での事業予定等】

引き続き、市民・事業者・行政のパートナーシップにより森を創出するため、育樹活動（生育した樹木の除伐、植樹帯の除草、補植等）を行っていく予定です。また、市民団体の支援を行っていく予定です。

◎特別緑地保全地区等の指定による民有樹林地の保全	
取り組みの主体	緑政土木局 市民
第1期の取り組み概要	緑地保全制度の活用により樹林地の保全に努めました。
【「水の環復活」とのつながり】	
<p><水面や緑地、農地を保全する> 様々な緑地保全制度により、樹林地を保全します。</p>	
<p><水辺や緑が身近に感じられるまちづくり> まとまった面積の緑地の確保を図ることは、自然や生き物のすみかを守ることもつながります。</p>	
【事業の説明】	
<p>特別緑地保全地区など緑地保全制度の活用により樹林地を保全します。</p>	
	
熱田神宮特別緑地保全地区	
【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】	
平成20年度	・「緑地保全制度の適用について」名古屋市緑の審議会に諮問しました。
平成21年度	・「緑地保全制度の適用について」名古屋市緑の審議会より答申がありました。
平成22年度	・「緑の質の評価について」名古屋市緑の審議会に諮問しました。 ・「特別緑地保全地区」区域の拡大(6.4ha)、区域の指定(0.8ha)を行いました。
平成24年度	・「緑の質の評価について」名古屋市緑の審議会より答申がありました。 ・「特別緑地保全地区」区域の拡大(5.5ha)を行いました。
※平成24年度末時点の特別緑地保全地区の指定状況 72地区 約196ha	
【第2期実行計画での事業予定等】	
<p>名古屋市緑の審議会に「新たな緑地保全施策の展開について」諮問し、緑地保全施策検討部会において、検討を進めます。その答申を受けて、新たな緑地保全制度など、様々な緑地保全施策に取り組む予定です。</p>	

◎市民緑地制度による民有樹林地の保全	
取り組みの主体	緑政土木局 市民
第1期の取り組み概要	樹林地、湧水地を無償で借り受け、市民緑地の指定を6緑地で進めてきました。
【「水の環復活」とのつながり】	
<p><水面や緑地、農地を保全する> 緑地の開発を抑制し、樹林地等を保護していくことで、雨水の浸透・貯留、蒸発散を促進していきます。</p>	
<p><水辺や緑が身近に感じられるまちづくり> まとまった面積の緑地の確保を図ることは、自然や生き物のすみかを守ることもつながります。</p>	
<p><市民・事業者・行政が協力し合い、できることから実践する人づくり> 多くの皆さんの協力のもと、森の手入れを進めます。</p>	
【事業の説明】	
<p>・良好な状態に保存された樹林地、湧水地等を「市民緑地」として市が無償で借り受け、保全するとともに、市民の憩いの場として公開します。また、指定箇所は市民団体との協働による樹林地等の管理・運営を行います。</p>	
【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】	
<p>平成15年度～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民緑地の指定 ・市民団体の支援 <p>(参考)</p> <p>平成24年度末の指定状況 6緑地 5.9ha、(市民緑地内の) 緑のまちづくり活動団体 : 3団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民団体との協働による緑地の管理・運営 樹林地の除伐、草刈等 ・市民団体の活動支援 資機材等の支給 	
【第2期実行計画での事業予定等】	
<p>引き続き、地権者の同意が得られた土地について借地をおこない、民有樹林地等の保全に努めます。</p>	

◎長期未整備公園の整備促進「オアシスの森づくり」

取り組みの主体	緑政土木局	市民			
第1期の取り組み概要	民有樹林地を無償で借地し、樹林等の保全・育成を、6箇所の公園・緑地で行いました。				

【「水の環復活」とのつながり】

<水面や緑地、農地を保全する>

公園や緑地の開発を抑制し、樹林地等を保護していくことで、雨水の浸透・貯留、蒸発散を促進していきます。

<水辺や緑が身近に感じられるまちづくり>

まとまった面積の緑地の確保を図ることは、自然や生き物のすみかを守ることにもつながります。

<市民・事業者・行政が協力し合い、できることから実践する人づくり>

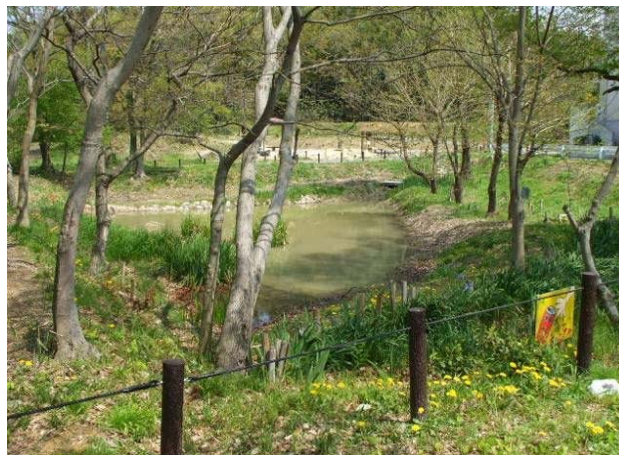
多くの皆さんの協力のもと、森の手入れを進めます。

【事業の説明】

東部丘陵の大規模な都市計画公園緑地において、まとまった樹林地内の民有地を、市が無償で借地し、市民との協働で樹林等の保全・育成を図り、魅力ある森を市民の憩いの場として提供することを目指しています。

【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】


緑地面積	事業開始年
相生山緑地 (約20ha)	平成7年
猪高緑地 (約15ha)	平成10年
荒池緑地 (約20ha)	平成15年
東山公園 (約20ha)	平成15年
細根公園 (約5ha)	平成20年
熊野公園 (約9ha)	平成23年



湿地・池の復元 (荒池緑地)

【第2期実行計画での事業予定等】

引き続き、地権者の同意が得られた土地について借地をおこなうとともに、散策路等の整備を行います。今後も、オアシスの森区域内の民有樹林地を借地し、市民と協働して、樹林等の保全・育成に努め、市民の憩いの場として提供します。

◎森づくりパートナーシップ制度の運用			
取り組みの主体	緑政土木局	市民	
第1期の取り組み概要	市民と市による森づくり、なごや森づくりパートナーシップ連絡会の運営を行いました。		
【「水の環復活」とのつながり】			
<p><水面や緑地、農地を保全する> 樹林地を継続的に手入れしていくことで、雨水の浸透・貯留、蒸発散を促進していきます。</p>			
<p><水辺や緑が身近に感じられるまちづくり> まとまった面積の緑地の確保を図ることは、自然や生き物のすみかを守ることもつながります。</p>			
<p><市民・事業者・行政が協力し合い、できることから実践する人づくり> 多くの皆さんの協力のもと、森の手入れを進めます。</p>			
【事業の説明】			
<p>森づくりパートナーシップ制度の運用により、まちづくり活動団体等の協力を得ながら、市民と行政が一緒になって樹林地を育てていきます。 (平成14年になごやの森づくりパートナーシップ連絡会設立) (平成17年に「緑のまちづくり条例」施行。緑のパートナーと活動承認団体の制度設立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内で自然環境の保全や再生に取り組む市民団体と市によるなごやの森づくりパートナーシップ連絡会の運営 ・緑のまちづくり活動団体（緑のパートナー、活動承認団体、公園・街路樹愛護会）との協働による緑のまちづくり ・緑のまちづくり活動団体の支援 ・森づくりに関わる人材の育成 			
			
【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】			
◎なごやの森づくりパートナーシップ 加盟団体数 (H24 末) : 30 団体			
◎緑のパートナー 認定・承認状況			
	平成20年度	平成24年度	
緑のパートナー団体数	12団体	14団体	
活動承認団体数	6 団体	13団体	
公園・街路樹愛護会	1553団体	1587団体	
森づくりリーダー	6 人	26人	
【第2期実行計画での事業予定等】			
引き続き、市民と行政が一緒になって森づくりをすすめていきます。			

◎多自然川づくりの推進	
取り組みの主体	緑政土木局
第1期の取り組み概要	多自然川づくりを考慮して河川改修を行っています。
【「水の環復活」とのつながり】	
<p><水面や緑地、農地を保全する> 水循環の要となる水辺空間を確保します。</p>	
【事業の説明】	
<p>河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、多自然川づくりを推進します。</p>	
【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】	
<p>平成2年に定められた「多自然型川づくり」実施要領、平成18年にこれを見直し新たに定められた「多自然川づくり基本指針」を考慮し河川改修を行っています。</p> <p>平成20～24年度河川改修実施河川 一級河川：堀川、香流川、野添川 二級河川：山崎川、戸田川、扇川</p>	
	
<p><一級河川香流川の護岸改修> 緩勾配から急勾配の護岸にすることによって、河床幅を広く確保し、川が本来有する自然の復元力を活かせるようになりました。</p>	<p><一級河川野添川の落差工> 多段式の落差工を採用することによって、魚類の自由な移動が可能となりました。</p>
	
<p>一級河川 香流川（左）、二級河川 山崎川（右）等で河床幅を可能な限り広く確保することによって、自然に任せて瀬や淵の形成を促す河川整備を行ってきています。</p>	
【第2期実行計画での事業予定等】	
引き続き、「多自然川づくり基本指針」を考慮し河川改修を行っています。	

◎大矢川ホタルの復元	
取り組みの主体	緑政土木局
第1期の取り組み概要	大矢川の現況を調査しました。
【「水の環復活」とのつながり】	
<p><生き物とのふれあい、生物多様性の保全に配慮したまちづくり> ホタルのような希少な生物が生息する環境を守っていくことで、生物多様性保全に貢献していきます。</p>	
【事業の説明】	
<p>守山区北東部を流れる大矢川は市内で唯一ゲンジボタルの自生が確認された河川です。しかし、現在ではゲンジボタルも、そのエサとなるカワニナの生息も確認できない状況となっています。 将来的には大矢川をゲンジボタルが再び住める河川環境となるよう努めていくものです。</p>	
【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】	
<p>ゲンジボタルもカワニナも、大矢川本川において生息が確認できていない状況です。 カワニナが生息できない状態の河川では、ゲンジボタルの復活は不可能ですので、まずは、カワニナを大矢川に流入する水路より採取し、大矢川本川に放流して、カワニナが生息していない原因を探るための調査を行いました。 この調査によって、現状の大矢川でカワニナが生息することが可能であることを確認したため、現在の河川環境に手を加えないこととし、自然にカワニナが生息をするかを観察しました。</p>	
【第2期実行計画での事業予定等】	
平成26年以降に事業の実施は予定していません。	

◎地下水や下水再生水を、水源の乏しい水系へ供給する

取り組みの主体

緑政土木局 上下水道局

第1期の取り組み概要

堀川で浅層地下水を活用して、河川の流量の確保を実施しました。

【「水の環復活」とのつながり】

<水面や緑地、農地を保全する>

浅層地下水や下水再生水を活用して、水源の乏しい河川の流量を確保するとともに、河川の水質を守ります。

<地下水や下水再生水を活用したまちづくり>

浅層地下水や下水再生水の有効な活用を図ります。

【事業の説明】

水源の乏しい河川や水路等に地下水や下水再生水を導水することによって、水辺の多様な生態系の保全と回復を図るよう努めていきます。下水再生水については、河川等管理者の要請に基づき、河川や水路へ供給できるよう努めていきます。

既に導水をしているものについてはそれを維持し、今後はさらなる流量の確保を目指して、新たに導水することについても検討していきます。

【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】

堀川には浅層地下水の導入を行っています。

また、守山水処理センターの下水再生水（日量最大5,000m³）をかんがい期には堀川に、非かんがい期には庄内用水に導水しています。

荒子川には事業所からの冷却水や打出水処理センターの下水再生水（日量10,000m³程度）を導水しています。

その他、若宮大通公園など市内のいくつかの水辺空間等においても、下水再生水等を活用してせせらぎを創出する等の施策を行っています。

これまでに導水で確保した水量を維持し、さらなる水量の確保を目指して、新たな導水についても検討しています。



▲ 下水再生水を荒子川に導水



▲ 浅層地下水を堀川に導水

【第2期実行計画での事業予定等】

これまでに導水で確保した水量を維持し、さらなる水量の確保を目指して、新たな導水についても検討していきます。なお、堀川では、新たな浅層地下水の導水を行う予定です。

◎地下鉄湧水の有効利用					
取り組みの主体	環境局	交通局	上下水道局		
第1期の取り組み概要	地下鉄に集まる地下水を、下水道ではなく河川に流すようにしています。				
【「水の環復活」とのつながり】					
<p><地下水や下水再生水を活用したまちづくり> 湧出した地下水を活用できるような整備を進めています。</p>					
【事業の説明】					
<p>地下鉄が走る地下のトンネルはコンクリートでできていますが、小さな隙間から少しずつ地下水が入り込んでいきます。 (ただし、新しくできた路線は、水密性が高く、入り込んでくる地下水の量が少ない。) 入り込んだ地下水は、トンネル内の溝を流れて集められ、駅や、駅と駅の間に設けられたポンプによって排出されています。排出先は基本的に下水道（污水管や雨水管）です。 このうち駅に集まる水は、駅で発生する汚水と混ざって排出されますが、駅と駅の間に設けられたポンプで排出される水は汚水と混ざらないので、きれいな水です。 一方、市内のいくつかの河川では、きれいな水がもっと流れ込めば河川環境が良くなるという状況です。 そのため市内の数箇所、地下鉄に集まる地下水を、下水道ではなく河川に流すようにしています。</p>					
【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】					
<p>名古屋市営地下鉄には、中間ポンプ所（駅と駅との間に設けられたポンプ所）が、25箇所あります。 このうち6箇所において、集まった地下水の全量または大半を河川に放流しています。 また、1箇所において、全量を下水道（雨水管）に流しています。 それ以外の18箇所では、全量を下水道（污水管）に流しています。 地下鉄湧水を、管を敷設するなどして河川に導くには、湧出量がある程度が多いこと、近くに河川やため池、せせらぎなどがあることなど、条件があります。 全量を下水道に流している18の中間ポンプ所のうち、排水量が年間10,000トンを超えるものは4箇所です。 現在、これらの湧水を放流するのに適した河川等がないため、下水道に流しています。</p>					

◎水質汚濁防止法、下水道法に基づく事業者からの排水水に対する規制指導の継続					
取り組みの主体	環境局	上下水道局			
第1期の取り組み概要	公共用水域の水質汚濁防止を目的とした規制指導を継続実施しています。				
【「水の環復活」とのつながり】					
<p><水辺や緑が身近にあるまちづくり> 事業者からの排水に対する規制指導等により、河川・海域などの水質を守ります。</p>					
【事業の説明】					
<p>河川・ため池などの公共用水域の水質汚濁を防止するため、事業者に対し規制指導を行っています。</p> <p><環境局> 河川などへ排水を行っている工場・事業場に対し、水質汚濁防止法・名古屋市環境保全条例に基づき、届出の受付や、排水中の有害物質などについて濃度の測定、指導を行っています。また、閉鎖性水域である、伊勢湾（名古屋港含む）への汚濁負荷の総量を削減するため対象事業者に対し、COD、窒素及びりんについて、総量規制指導を行っています。</p> <p><上下水道局> 下水道へ流れ込んでくる生活排水や工場・事業場からの排水を、水処理センターで浄化してから河川へ放流しています。そして、下水道施設を適切に維持管理し、水処理センターから河川への放流水の水質を良好に保つために、下水道法及び名古屋市下水道条例に基づき、下水道処理区域内の工場・事業場から届出を受け、有害物質や水を汚す物質について、排水中の濃度の規制を行っています。工場・事業場に対しては、上下水道局職員が立入検査し、排水の採水及び分析を実施しています。排水基準に違反したり、排水処理が適切に行われていない工場・事業場に対しては、改善を指導しています。</p> <p>伊勢湾の水質を改善するために環境局が実施している総量規制（COD、窒素及びりん）は水処理センターにも適用されています。しかし、下水道へ流れ込んでくる排水についてはCODや窒素及びりんについては規制されていません。このため、高濃度のCODや窒素及びりんを含む排水が下水道へ流れ込んできた場合には、水処理センターへの影響が大きくなります。このような事態を避けるため、工場・事業場に対して協力を要請しています。</p>					
【第1期（平成20年度から平成24年度まで）の成果・実績】					
<p>【環境局】 平成24年度末で、水質汚濁防止法に基づく、届出事業場数は564です。 平成24年度の立入検査事業場数は、延べ数で411であり、そのうち、違反事業場数は1でした。 違反事業場に対して、行政指導を実施しています。</p> <p>【上下水道局】 平成24年度末で、下水道処理区域内の届出事業場数は2570であり、そのうち、業種・排水量・取り扱い物質等からみて継続的な監視が必要な事業場数は769でした。 平成24年度の立入検査事業場数は、延べ数で649であり、そのうち、違反事業場数は112でした。 違反事業場のすべてに対して、行政指導を実施しています。</p>					
【第2期実行計画での事業予定等】					
引き続き、工場・事業場からの届出の受付、立入検査、違反事業場に対する行政指導を実施します。					

◎合流式下水道の改善					
取り組みの主体	上下水道局				
第1期の取り組み概要	雨水滞水池、簡易処理高度化施設の建設、ゴミ除去装置の設置、雨水スクリーン目幅縮小の各施策を継続して行っています。				
【「水の環復活」とのつながり】					
<p><水辺や緑が身近に感じられるまちづくり> 水質を改善し、快適な河川環境を創出します。</p>					
【事業の説明】					
<p>○課題 下水道には、汚水と雨水を同じ管で運ぶ「合流式下水道」と、別々に運ぶ「分流式下水道」があります。合流式下水道では、晴れた日には全ての汚水が水処理センターに送られて処理されます。弱い雨の時は汚水と一緒に雨水も水処理センターに送り処理しますが、雨量が増加すると、路面など街の汚れや汚水の一部を含んだ雨水が直接河川へ放流されます。このことが、河川の汚れの一因となっています。</p> <p>○改善策</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 汚れの度合いが大きい降雨初期の雨水を一時的に貯留する雨水滞水池を建設します。貯留した雨水は雨がやんだ後に水処理センターへ送水し処理することで、河川に放流される汚濁負荷を軽減します。 ② 雨天時に実施する簡易処理の処理水質を向上させるために簡易処理高度化施設を設置します。 ③ 下水管内のごみが川などへ流れ出ることを防ぐ装置を雨水吐室内に設置します。 ④ ポンプ所の雨水スクリーンの目幅を小さくし、川などに流れ出るごみを少なくします。 					
【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】					
◎各年度に新たに稼動した合流改善対策					
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
雨水滞水池の設置	0	1	1	0	0
ゴミ除去装置の設置	36	28	24	23	20
簡易処理高度化施設の設置	0	0	0	1	0
雨水スクリーンの目幅縮小	4	1	1	3	2
【第2期実行計画での事業予定等】					
引き続き、雨水滞水池や簡易処理高度化施設などの建設を進めてまいります。					

◎流域別下水道整備総合計画に基づく下水道の高度処理導入

取り組みの主体	上下水道局
第1期の取り組み概要	柴田水処理センターはじめ3ヶ所で高度処理施設を導入し、1ヶ所で工事中です。

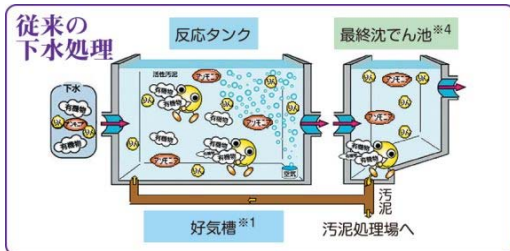
【「水の環復活」とのつながり】

<水辺や緑が身近に感じられるまちづくり>

赤潮の発生原因となる窒素・りん海域への排出量を削減することで、海域の水質悪化を防ぎます。

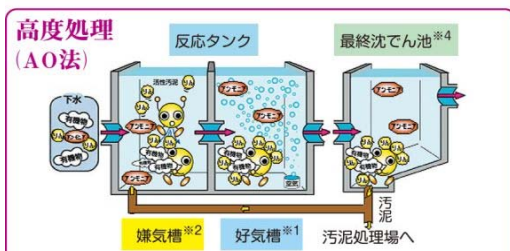
【事業の説明】

下水道の放流先である伊勢湾海域においては依然として赤潮が発生しており、その原因となる窒素・りんの排出量をさらに削減することが求められています。そのため、上下水道局では水処理センターにおいて、従来の処理方式に比べ主に窒素・りんを多く除去できる高度処理を、土木構造物の新増設・改築時や電気・機械設備の更新時等に導入していきます。



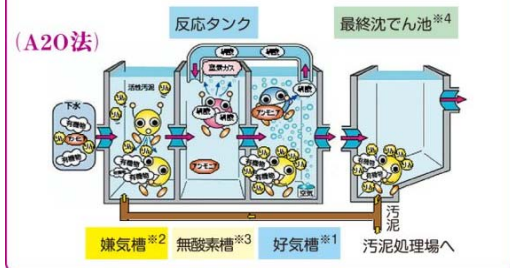
【標準活性汚泥法：おもに有機物を除去】

好気槽では、活性汚泥に含まれる微生物が、水中の有機物(汚濁物質)を取り込みます。窒素(アンモニア)やりんも除去できますが、十分には取りきれません。



【嫌気好気法(AO法)：おもに有機物・りんを除去】

嫌気槽では、微生物が水中の有機物を取り込むとともに、自分の体内にあるりんを水中へ吐き出します。好気槽では、微生物が嫌気槽で吐き出した量以上のりんを体内に取り込みます(過剰摂取)。この性質を利用して、水中のりんを除去します。



【嫌気無酸素好気法(A2O法)：おもに有機物・りん・窒素を除去】

りんの除去については嫌気好気法と同じですが、それに加えて窒素も除去します。好気槽では、微生物がアンモニアを硝酸に変化させます。この硝酸の一部を無酸素槽に戻すと、微生物が呼吸するために硝酸から酸素が奪い取られて窒素(N)となり、窒素ガス(N₂)として大気へ放出されます。

- ※1 好気槽 空気を水中に吹き込むことにより、普通の酸素(O₂)を溶け込ませています。
- ※2 嫌気槽 酸素(O)が全く水中に溶けていません。 ※3 無酸素槽 普通の酸素(O₂)はありませんが、硝酸(NO₃⁻)の形の酸素が溶けています。
- ※4 最終沈でん池 有機物やりんを取り込んだ微生物を沈ませて、上ずみのきれいな水を消毒して河川へ流します。

【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】

◎各年度に新たに稼動した高度処理施設

水処理センター	高度処理内容	処理能力 (m ³ /日)	稼動年度
柴田水処理センター	窒素・りん除去	60,000	平成21年度
西山水処理センター	窒素・りん除去	15,000	平成22年度
名城水処理センター	浮遊物質の除去	50,000	平成22年度
露橋水処理センター	窒素・りん除去	80,000	工事中

【第2期実行計画での事業予定等】

- ・露橋水処理センターで改築工事にあわせた高度処理施設の導入
- ・守山水処理センターで高度処理施設の導入

◎浅層地下水や水生生物を活用した水質浄化

取り組みの主体	環境局				
第1期の取り組み概要	浅層地下水導入を、堀川で実施しています。				

【「水の環復活」とのつながり】

<水面や緑地、農地を保全する>

浅層地下水や下水再生水を活用して、水源の乏しい河川の水質改善、流量確保をめざします。

<地下水や下水再生水を活用したまちづくり>

浅層地下水を河川に流すことで、河川の水質改善、流量確保をめざします。

【事業の説明】

堀川では、上流部に井戸を設けて、地中の浅い層にある地下水を川に流しています。
 地中の比較的浅い層にある地下水は、市域での雨水浸透の取り組みによって涵養することが可能であり、また汲み上げに伴って地盤沈下を起こしにくいという性質があります。
 雨をしみこませて浅い層の地下水を増やし、これを汲み上げたり湧き出させたりして河川環境を良くすることにつながると考えられます。

【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】

井戸の位置と放流量等は、次のとおりです。引き続き、地下水の放流を図っていきます。
 また、放流箇所付近において、浅層地下水位の観測を実施しています。

	1号井戸	2号井戸	3号井戸(自噴)
設置場所	上飯田西町 (辻栄橋)	竜ノ口町 (木津根橋上流70m)	北清水親水ひろば
スレーナ位置	G.L.-10~-15m	G.L.-7~-12m	G.L.-18~24m
放流開始日	平成16年9月	平成17年11月	平成19年3月
水量	毎秒10リットル	毎秒6リットル	毎秒0.5~3.3リットル




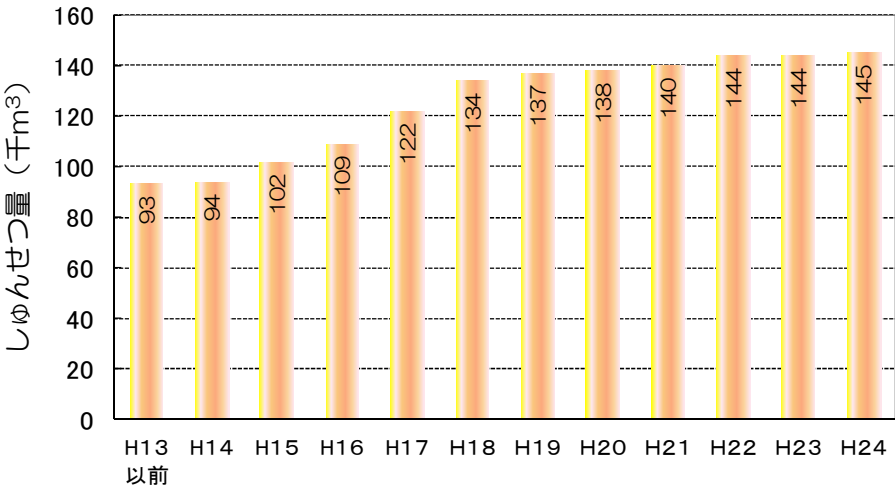
浅層地下水位の観測井戸(辻栄橋付近)



北清水親水ひろば(わくわく水)

【第2期実行計画での事業予定等】

引き続き、導水を続けていくとともに、浅層地下水位の状況を把握していきます。

◎ヘドロの浚渫																											
取り組みの主体	緑政土木局																										
第1期の取り組み概要	堀川で、河川改修にあわせてヘドロのしゅんせつを実施しました。																										
【「水の環復活」とのつながり】																											
<p><水辺や緑が身近に感じられるまちづくり> 堀川のヘドロの除去により、水質改善・悪臭除去につなげ、水辺を身近に感じられるまちづくりを目指します。</p>																											
【事業の説明】																											
<p>堀川では、全川にわたってヘドロが堆積し、溶存酸素不足のほか、景観悪化や悪臭などの弊害が生じています。平成6年度より、ヘドロの除去を進めていますが、今後も河川改修にあわせてヘドロの除去を進めます。</p>																											
																											
<p>干潮時に露出するヘドロ（中流域）</p>																											
【第1期（平成20年度から平成24年度まで）の成果・実績】																											
◎ヘドロしゅんせつ量（累計）																											
 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>しゅんせつ量 (千m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H13</td><td>93</td></tr> <tr><td>H14</td><td>94</td></tr> <tr><td>H15</td><td>102</td></tr> <tr><td>H16</td><td>109</td></tr> <tr><td>H17</td><td>122</td></tr> <tr><td>H18</td><td>134</td></tr> <tr><td>H19</td><td>137</td></tr> <tr><td>H20</td><td>138</td></tr> <tr><td>H21</td><td>140</td></tr> <tr><td>H22</td><td>144</td></tr> <tr><td>H23</td><td>144</td></tr> <tr><td>H24</td><td>145</td></tr> </tbody> </table>		年度	しゅんせつ量 (千m³)	H13	93	H14	94	H15	102	H16	109	H17	122	H18	134	H19	137	H20	138	H21	140	H22	144	H23	144	H24	145
年度	しゅんせつ量 (千m³)																										
H13	93																										
H14	94																										
H15	102																										
H16	109																										
H17	122																										
H18	134																										
H19	137																										
H20	138																										
H21	140																										
H22	144																										
H23	144																										
H24	145																										
【第2期実行計画での事業予定等】																											
<p>河川改修事業にあわせてヘドロ除去を実施する予定です。</p>																											

◎市内河川・ため池等の水質調査の継続

取り組みの主体

環境局

緑政土木局

第1期の取り組み概要

河川・ため池の水質及び生き物の生息状況を調査しました。

【「水の環復活」とのつながり】

<水辺や緑が身近に感じられるまちづくり>

水質の調査を通じて、水辺環境の状況を把握します。

<生き物とのふれあい、生物多様性の保全に配慮したまちづくり>

河川にすむ水生生物の状況の調査を通じて、水辺環境の状況を把握します。

【事業の説明】

水質汚濁防止法等に基づいて、市内河川・ため池の水質調査を実施しています。

また、河川、ため池の水生生物調査も行っています。

【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】

- 河川・ため池の水質調査の実施（毎年実施）
- 河川の水生生物調査の実施（平成15年度、平成19年度、平成23年度等実施）
- ため池の水生生物調査の実施（平成17年度、平成21年度等実施）

番号	調査地点名	河川名	番号	調査地点名	河川名
1	荒子川ポンプ所	荒子川	14	東福橋	戸田川
2	東海橋	中川運河	15	名師橋	新川
3	小塩橋	堀川	16	日の出橋(新川)	新川
4	港新橋	堀川	17	大留橋	庄内川
5	日の出橋(新堀川)	新堀川	18	松川橋	庄内川
6	かなえ橋	山崎川	19	水分橋	庄内川
7	道徳橋	山崎川	20	枇杷島橋	庄内川
8	天白橋(大藪)	天白川	21	一色大橋	庄内川
9	新島田橋	天白川	22	長戸川	長戸川
10	大慶橋	天白川	23	大森橋	矢田川
11	鳴海橋	扇川	24	三階橋	矢田川
12	高針橋	植田川	25	香流橋	香流川
13	新西福橋	福田川			

河川ごとの水質の調査結果については、下記のURLを参照ください。

※公共用水域における水質常時監視結果



<http://www.city.nagoya.jp/jigyou/category/38-3-6-5-63-0-0-0-0.html>

※市内河川の水質調査結果

<http://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000022367.html>

【第2期実行計画での事業予定等】

引き続き、水質常時監視等を実施します。

◎水質環境目標値市民モニタリングの継続	
取り組みの主体	環境局 市民
第1期の取り組み概要	河川・ため池の41地点で市民モニターによる水質調査を実施しました。
【「水の環復活」とのつながり】	
<p><水辺や緑が身近に感じられるまちづくり> モニタリングを通じて、水辺への親しみやすさを把握します。</p> <p><市民・事業者・行政が協力し合い、できることから実践する人づくり> モニタリングを通じて、河川環境等に関心を持つとともに、水に関する知識や水循環の大切さを学ぶ機会を設けます。</p>	
【事業の説明】	
<p>「環境目標値」のうち「親しみやすい指標」について、公募による市民モニターグループが、市内の河川・ため池（平成20～22年度は42地点、平成23年度からは41地点）において、原則年4回（春・夏・秋・冬）の調査を行っています。</p> <p>調査項目 透視度（100cmの透視度計を用いた測定） 水におい 水の色 ごみ 水量（河川のみ） pH、CODの簡易測定（パケットテスト）</p>	
	 
<p>※『水質環境目標値』について 名古屋市では昭和49年から、「市民の健康を保護し、及び快適な生活環境を確保する上で維持されるべき目標値」として「水質環境目標値」を定めています。 「水質環境目標値」は、カドミウム、全シアンなどの「水の安全性に係る項目」と、pH、CODや透視度などの「水質の汚濁に関する項目」に分かれています。そのうち、「水質の汚濁に関する項目」は、pH、CODなどの「水質目標値」と、透視度、水においなどの「親しみやすい指標」の2つに分かれます。</p>	
【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】	
<p><市民モニタリングの各期の任期とモニター人数> 第1期（平成17年度秋季から平成19年度末まで）：194人 第2期（平成20年度から平成22年度末まで）：182人 第3期（平成23年度から平成25年度末まで）：145人</p> <p><モニターセッション及び成果発表会> 年に一度、夏～秋にモニター同士の交流を行い、水辺に関わる経験・知識を深めることを目的としたイベントとして、モニターセッションを実施しています。平成24年度は藤前干潟で実施しました。 年度末には、河川・ため池の水質調査、わき水の調査を実施しているモニターによる年間の調査結果を報告・発表する場として成果発表会を開催しています。</p> <p><水質環境目標値の見直しについて> 平成23年9月、水質環境目標値の見直しについて、名古屋市環境審議会に諮問し、学識経験者や公募委員で構成する水質環境目標値部会における審議をへて、平成25年に目標値の見直しを行いました。</p>	
【第2期実行計画での事業予定等】	
4期モニター（平成26年度～平成28年度）による調査等を行います。	

◎生物による水質調査			
取り組みの主体	環境局	市民	
第1期の取り組み概要	山崎川、庄内川、天白川で生き物観察教室を実施しました。		
【「水の環復活」とのつながり】			
<p><生き物とのふれあい、生物多様性の保全に配慮したまちづくり> 生物多様性保全の視点から、河川や干潟など生き物が生息する状況を把握していきます。</p> <p><水の環復活に役立つ取り組みを学ぶ場づくり> 水生生物の観察を通じて、自然に親しむ機会を創出します。</p>			
【事業の説明】			
<p>○水辺の生き物観察教室 子供とその保護者を対象に、水辺環境について水辺に住む生物やその生息環境の観察を通して水辺環境の保護・保全、さらに自然と人との関わりの重要性を理解してもらうことを目的としています。 また同時にどのような水生生物が生息しているのか採取及び同定することで河川の水質調査を行います。</p>			
【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】			
◎生き物観察会の実施状況			
開催日	会場	開催保健所	参加人数
平成20年7月23日	山崎川 瑞穂橋付近	瑞穂	51名
平成20年7月29日	庄内川 庄内川大橋付近	守山	23名
平成20年8月3日	天白川 天白小橋付近	天白	230名
平成21年7月22日	山崎川 瑞穂橋付近	瑞穂	26名
平成21年8月4日	庄内川 庄内緑地公園	西	50名
平成21年8月7日	庄内川 庄内川大橋付近	守山	34名
平成22年7月27日	山崎川 瑞穂橋付近	瑞穂	31名
平成22年7月30日	白沢川 小坂橋下流付近	守山	60名
平成22年8月1日	天白川 天白小橋下流付近	天白	180名
平成23年7月26日	山崎川 瑞穂橋付近	南	41名
平成23年7月29日	庄内川 庄内川大橋下流左岸付近	名東	56名
平成23年8月7日	天白川 天白小橋下流付近	南	100名
平成24年7月25日	山崎川 瑞穂橋付近	南	37名
平成24年7月31日	庄内川 庄内川大橋下流左岸付近	名東	43名
平成24年8月5日	天白川 天白小橋下流付近	南	150名
のべ参加人数			1,112名
【第2期実行計画での事業予定等】			
継続実施の予定です。			

◎河川敷緑地の整備	
取り組みの主体	緑政土木局
第1期の取り組み概要	河川敷緑地として、庄内緑地、洗堰緑地の整備を進めました。
【「水の環復活」とのつながり】	
<p><水辺や緑が身近に感じられるまちづくり> 都市の中でも水辺や緑に囲まれて身体を動かしたり、安らぐことのできる緑地を整備します。</p>	
【事業の説明】	
<p>庄内川、矢田川、天白川などの広い川では、高水敷などを有効活用して、市民がのびのびとスポーツなどのレクリエーションを楽しめるよう河川敷緑地を設けています。既設施設の充実に努めるとともに、河川改修工事などの進捗に合わせて新たな緑地の整備を行います。</p>	
	
<p>スポーツ施設の整備</p>	
	
<p>ビオトープの整備</p>	
【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度実績 庄内緑地、洗堰緑地を整備しました。 	
【第2期実行計画での事業予定等】	
<p>河川敷緑地の整備につきましては、河川改修の進捗を踏まえつつ、整備の優先度を見極めていきたいと考えています。</p>	

◎堀川における親水広場、遊歩道などの整備、護岸改修

取り組みの主体	緑政土木局
第1期の取り組み概要	堀川における親水広場、遊歩道などの整備を実施しました。

【「水の環復活」とのつながり】

<水面や緑地、農地を保全する>

市街地を流れる河川的环境を改善し、水循環の要となる水辺環境を保全します。

<水辺や緑が身近に感じられるまちづくり>

親水広場、遊歩道などの整備により、堀川が憩いやにぎわいの場、自然とふれあえる場となることをめざします。

【事業の説明】

市域の中心部を南北に流下する堀川は、都市の中の貴重な自然空間となっており、憩いの場、にぎわいの場、自然とふれあえる場など、市民から高い期待を寄せられています。

今後も歴史や都市景観など周辺環境と水辺環境との調和に努めた護岸改修を実施し、あわせて親水広場や遊歩道などの整備をすすめます。



【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】

平成20～24年度の整備状況 (護岸)

整備延長： 1,819m

【第2期実行計画での事業予定等】


河川整備にあわせて景観に配慮した護岸の整備や遊歩道、親水空間の整備を進めます。

◎藤前干潟の保全・活用	
取り組みの主体	環境局 市民
第1期の取り組み概要	藤前干潟ふれあいデーを実施しました。
【「水の環復活」とのつながり】	
<p><水面や緑地、農地を保全する> 藤前干潟の保全についてアピールしています。</p>	
<p><生き物とのふれあい、生物多様性の保全に配慮したまちづくり> 水辺環境に関心を持つ人を増やし、藤前干潟の保全・保護をアピールすることで、希少な生物がくらす環境が守られます。</p>	
<p><水の環復活に役立つ取り組みを学ぶ場づくり> イベントを通じて、藤前干潟の保全・保護に関心を持つ場があります。</p>	
【事業の説明】	
<p>都市と自然との共生の象徴である藤前干潟の、保全活用の意義及びその重要性をわかりやすくアピールすることを目的に、普及啓発行事を市民、NPO、行政が連携し、協働で企画・実施しています。</p> <p>平成17年度から毎年、11月18日の「藤前干潟の日」を記念して「藤前干潟ふれあいデー」を実施し、平成20年度からは、名古屋市、環境省、愛知県、NPOで構成される実行委員会形式で実施しています。</p> <p>平成25年度で「藤前干潟ふれあいデー」が10回目を迎えたことにより、平成26年度より通年での「藤前干潟ふれあい事業」を行います。</p>	
【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】	
◎藤前干潟ふれあいデーの実施状況	
<p>会場 稲永会場（環境省稲永ビジターセンター、名古屋市野鳥観察館）、藤前会場（環境省藤前活動センター）</p> <p>主催 「藤前干潟ふれあいデー」実行委員会</p>	
藤前干潟ふれあいデー2008	<p>テーマ：「いのちのつながり 藤前干潟」</p> <p>来場者数：2日間2会場延べ5400人</p>
藤前干潟ふれあいデー2009	<p>テーマ：「山・川・里・海 いのちのつながり 藤前干潟」</p> <p>来場者数：2日間2会場延べ5400人</p>
藤前干潟ふれあいデー2010	<p>テーマ：「山・川・里・海 いのちのつながり 藤前干潟」</p> <p>来場者数：2日間2会場延べ8000人</p>
藤前干潟ふれあいデー2011	<p>テーマ：「山・川・里・海 いのちのつながり 藤前干潟」</p> <p>来場者数：2日間2会場延べ6300人</p>
藤前干潟ふれあいデー2012	<p>テーマ：「10周年」</p> <p>来場者数：2日間2会場延べ6800人</p>
【第2期実行計画での事業予定等】	
<p>藤前干潟の普及啓発事業（次世代向けプログラムや、干潟の調査、サイエンスカフェなど）をNPOや環境省と協働して通年で実施します。</p> <p>藤前干潟の普及啓発を通年でい、ふれあいデーなどのイベントは周年行事として行う予定です。</p>	

◎湧き水モニタリングの継続									
取り組みの主体	環境局	市民							
第1期の取り組み概要	地下水の状況を知る手がかりを得ることを目的として、市内の湧き水の状況を調査しました。								
【「水の環復活」とのつながり】									
<p>＜雨水の浸透・貯留を増やす＞ 湧き水の状況を測定することで、水循環の大まかな状況を把握することができます。</p> <p>＜市民・事業者・行政が協力し合い、できることから実践する人づくり＞ 市民モニターの協力を得た取り組みであり、湧き水について知る機会を設けます。</p>									
【事業の説明】									
<p>湧き水を調査することで、地下水の状況を知る手がかりを得ること、また市民モニターの方に湧き水調査を通じて水循環に対する理解を深めていただくことを目的として実施しています。 調査地点は地図のとおりです。</p>									
		<ol style="list-style-type: none"> 1 中志段味エリア 2 吉根エリア 3 小幡緑地エリア 4 茶屋が坂エリア 5 本山エリア 6 東山エリア 7 八事裏山エリア 8 呼続エリア 9 神の倉エリア 10 大高エリア 	 <p>吉根エリア</p>  <p>大高エリア</p>						
【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】									
<p>◎調査回数 : 年4回(春季、夏季、秋季、冬季1回ずつ)</p> <p>◎調査項目 : 湧き水の水量、水温、水質(pH、COD、鉄、マンガン、硝酸態窒素)など</p> <p>◎モニター人数</p> <table border="1" data-bbox="162 1624 954 1742"> <tr> <td>1期モニター(平成19年秋季～平成20年度)</td> <td>70人</td> </tr> <tr> <td>2期モニター(平成21年度～平成22年度)</td> <td>40人</td> </tr> <tr> <td>3期モニター(平成23年度～平成25年度)</td> <td>38人</td> </tr> </table> <p>◎その他 年に一度、夏～秋頃にモニターセッション(モニター同士の交流を行い、水辺に関わる経験・知識を深めることを目的としたイベント)を行いました。また、年度末に成果発表会を実施しました。</p>				1期モニター(平成19年秋季～平成20年度)	70人	2期モニター(平成21年度～平成22年度)	40人	3期モニター(平成23年度～平成25年度)	38人
1期モニター(平成19年秋季～平成20年度)	70人								
2期モニター(平成21年度～平成22年度)	40人								
3期モニター(平成23年度～平成25年度)	38人								
		 <p>モニターセッションの様子</p>							
【第2期実行計画での事業予定等】									
4期モニター(平成26年度～平成28年度)による調査等を行います。									

◎八竜緑地や島田緑地など湿地の保全					
取り組みの主体	緑政土木局	市民			
第1期の取り組み概要	市民との協働による維持管理活動、自然観察会を行いました。				
【「水の環復活」とのつながり】					
<p><水面や緑地、農地を保全する> 緑地の維持管理・保全を行い、緑被地の確保に努めていきます。</p>					
<p><市民・事業者・行政が協力し合い、できることから実践する人づくり> 市民団体と行政との協働によって、緑地の維持管理・保全を行い、緑被地の確保に努めていきます。</p>					
【事業の説明】					
<p>1. 八竜緑地 名古屋市東部丘陵の北端・標高90mに位置する広さ 6.4haの緑地です。アカマツ林とコナラ林を中心とした樹林地で、約5,000㎡の湿地と4,000㎡のため池を有しており、7.2haが特別緑地保全地区に指定されています。</p> <p>2. 島田緑地 尾張丘陵の南部に位置し、周囲をマツ、コナラ、アベマキ等の樹木に囲まれた、標高60mのなだらかな丘陵地帯にある緑地です。ここは、シラタマホシクサ、ミミカキグサ、モウセンゴケ、ハッコウトンボ等が生息しています。これらの動植物は昭和50年代の始めまでは、市内の丘陵地にもごく普通にみられたものであったが、近年の宅地開発とともにその姿を消していきました。このため、市では島田緑地をビオトープ公園として整備し、貴重な動植物を保護しています。</p>					
【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】					
<p>1. 八竜緑地 開発計画の対象になっていた場所であったが、隣接する大学の教授や地元の方々の熱心な保護活動で、大学により土地が買収されることによって緑地が保全された経緯があります。現在も市民活動団体と行政が協働で、緑地の維持管理や年2回の観察会(春・秋)を行っています。</p>					
					
<p>2. 島田緑地 緑地内は、貴重な動植物を保護するため「保全区域」と「再生区域」に分かれています。「保全区域」は生き物たちの聖域(サンクチュアリ)として原則非公開となっています。「再生区域」は団体利用や環境学習を目的にした行事を開催しています。また、現在も市民活動団体と行政が協働で、緑地の維持管理や年2回の観察会(夏・秋)を行っています。</p>					
					
【第2期実行計画での事業予定等】					
引き続き、市民団体と行政との協働によって、緑地の維持管理・保全を行い、緑被地の確保に努めていきます。					

◎ため池保全要綱の運用				
取り組みの主体	緑政土木局			
第1期の取り組み概要	ため池環境保全協議会・幹事会を開催しています。ため池数の減少の抑制を図っています。			
【「水の環復活」とのつながり】				
<水面や緑地、農地を保全する> ため池の減少を抑制し、ため池の確保等により身近な水辺を守ります。				
【事業の説明】				
<p>昭和49年に市関係部局からなる名古屋市ため池環境保全協議会を設置し、ため池の保全及び利用に関して、調査審議を行ってきました。また、平成4年には、ため池の洪水調節機能、かんがい機能又は環境及び景観が損なわれることを防止するとともに、ため池に係る水害、土砂災害その他の危険を除去し、ため池を良好に保全することを目的として「ため池保全要綱」を制定しました。</p> <p>要綱では、水面の埋立てなどの行為にあたっては、市の同意を得ることとしており、本市は、ため池の機能等に影響の大きい行為等を要綱に基づき処理し、ため池の保全を図っています。</p>				
【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】				
<p>昭和49年3月の協議会発足以来、本協議会を10回、協議会幹事会を46回実施しています。</p> <p>(平成20年度から平成24年度までの実施回数 協議会幹事会：3回)</p> <p>○ため池数の推移</p>				
	年度	国・県・市有	民有	計
	昭和40年	82	278	360
	昭和46年	83	178	261
	昭和52年	81	112	193
	昭和57年	79	92	171
	昭和62年	81	65	146
	平成4年	87	46	133
	平成10年	91	30	121
	平成17年	93	23	116
	平成20年	90	21	111
	平成24年	92	19	111
【第2期実行計画での事業予定等】				
ため池保全要綱の運用を維持し、ため池の保全に努めます。				

◎池干しによるため池の水質浄化			
取り組みの主体	環境局	緑政土木局	市民
第1期の取り組み概要	5箇所のため池で池干しを実施しました。		
【「水の環復活」とのつながり】			
<p><水面や緑地、農地を保全する> 生物の生息環境を保全することで、ため池の環境の保全につなげていきます。</p> <p><生き物とのふれあい、生物多様性の保全に配慮したまちづくり> 外来種の駆除により在来種の生息環境を守ることで、市内のため池の生物多様性を保全します。</p>			
【事業の説明】			
<p>市内のため池の生物多様性を保全するために、市民の方々と協力して、池干しを実施します。 池干しを通して、身近な水辺にすむ生物や水辺環境について知っていただくとともに興味関心を深めていただきます。</p>			
目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ため池の詳細な生物調査 池内の生物の種類や多くいる種を調べます。 ○外来種の取り除き 池内の在来生物を保全するために、ブラックバスやブルーギルなどの外来生物や、この地域に元々いなかった生物を極力取り除きます。 ○環境学習 地域の方々と一緒に池干しを行うことで、地域の環境保全の取組を促進するとともに、普段ふれることができない生きものとのふれあいを通じて、自然を守る意識を育む機会とします。 		
内容	池の水位を下げ、生物を採集して調査を行います。採集した生物の一部を展示し、池の生物を紹介します。採集した外来種は取り除きます。		
【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】			
<p>H21.1 緑区籠池池干し(参加者:130名)</p> <p>H21.10 昭和区隼人池池干し(参加者:250名)</p> <p>H22.11 守山区雨池池干し(参加者:300名)</p> <p>H23.11 天白区区大根池池干し(参加者:600名)</p> <p>H24.11 守山区竜巻池池干し(参加者:200名)</p>			
		竜巻池の池干し	
【第2期実行計画での事業予定等】			
事前調査を行い、池干しにより在来生物の回復が見込めるため池があれば、池干しを実施します。			

◎地産地消の広報宣伝		
取り組みの主体	緑政土木局	
第1期の取り組み概要	イベントの開催、啓発パンフレットや青空市マップの作成などを行っています。	
【「水の環復活」とのつながり】		
<p><水の環復活に役立つ取り組みを学ぶ場づくり> 愛知県近辺で採れる農産物を日常的に食べることで、農家の経済的成立や農地の保全に貢献していることを、市民に広くPRしていきます。</p>		
【事業の説明】		
<p>①地産地消イベントの開催 市民に地産地消を啓発するイベントを開催します。 市内産農産物の販売や都市農業を紹介する展示などを行います。</p> <p>②地産地消普及パンフレットの作成 地産地消の普及を目指した市民向けのパンフレットを作成します。</p>		
		
【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】		
①地産地消イベントの開催		
開催時期	イベント名	参加者(人)
20年度 春	ふるさと農林水産フェア・春	110,000
20年度 秋	ふるさと農林水産フェア・秋	31,244
21年度 春	日本まん中まるかじり紀行	260,000
21年度 秋	ふるさと農林水産フェア2009	32,590
22年度 秋(11月)	あいちのふるさと農林水産フェア	134,033
22年度 秋(11月)	中川区地産地消フェア	9,280
23年度 夏(7月)	わくわく夏の収穫祭(名古屋市農産物品評会と連動開催)	18,560
23年度 秋(11月)	あいちの農林水産フェア	37,172
23年度 秋(11月)	中川区地産地消フェア	5,000
24年度	農会うフェスタ	30,000
24年度	あいちの農林水産フェア	47,758
②地産地消普及パンフレットの作成		
子供向け地産地消啓発パンフレット	なごやの伝統野菜パンフレット(八事五寸にんじん、大高菜、野崎白菜2号)	
朝市・青空市マップ	農政6区発行地産地消パンフレット	
【第2期実行計画での事業予定等】		
地産地消イベントの実施や、普及パンフレットの作成に努めています。		


◎子どもに向けた食農教育の実施																																									
取り組みの主体	緑政土木局	市民																																							
第1期の取り組み概要	出前授業や農業見学会を実施しています。																																								
【「水の環復活」とのつながり】																																									
<p><水面や緑地、農地を保全する> 市内に残る農地を保全し、有効に活用していきます。</p> <p><市民・事業者・行政が協力し合い、できることから実践する人づくり> 市民が農に親しむ機会を増やしていきます。</p>																																									
【事業の説明】																																									
<p>①出前授業の実施 要望に応じて食農教育の出前授業を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地産地消給食講師派遣事業 市内小学校を対象に、学校給食で使用されている市内産農産物を教材にした出前授業。教室で講義を行うタイプと圃場の見学を行うタイプがあります。 ・農業体験講師派遣 田植えや稲刈り、粃摺り、バケツ稲や野菜の栽培指導などを要望に応じて行います。 <p>②農業見学会 市民を対象に、市内農地や食品関連施設を見学します。</p>																																									
【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】																																									
<p>①出前授業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地産地消給食講師派遣事業 <table border="1"> <tr> <td>19年度</td> <td>20年度</td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> <td>23年度</td> <td>24年度</td> </tr> <tr> <td>14校</td> <td>13校</td> <td>22校</td> <td>27校</td> <td>31校</td> <td>42校</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・農業体験講師 <table border="1"> <tr> <td>16年度</td> <td>17年度</td> <td>18年度</td> <td>19年度</td> <td>20年度</td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> <td>23年度</td> <td>24年度</td> </tr> <tr> <td>3校</td> <td>9校</td> <td>10校</td> <td>7校</td> <td>7校</td> <td>4校</td> <td>3校</td> <td>4校</td> <td>4校</td> </tr> </table> <p>※募集方法：前期・後期の年2回、教育委員会を通じて市内各小学校へ実施案内および申込書を配布</p> <p>②農業見学会</p> <table border="1"> <tr> <td>21年度まで</td> <td>22年度</td> <td>23年度</td> </tr> <tr> <td>年4回実施</td> <td>年2回実施</td> <td>年2回実施</td> </tr> </table> <p>※募集方法：広報なごやでその都度募集</p>						19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	14校	13校	22校	27校	31校	42校	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	3校	9校	10校	7校	7校	4校	3校	4校	4校	21年度まで	22年度	23年度	年4回実施	年2回実施	年2回実施
19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																				
14校	13校	22校	27校	31校	42校																																				
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																	
3校	9校	10校	7校	7校	4校	3校	4校	4校																																	
21年度まで	22年度	23年度																																							
年4回実施	年2回実施	年2回実施																																							
【第2期実行計画での事業予定等】																																									
<p>出前授業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地産地消給食講師派遣事業 ・農業体験講師 <p>あわせて40校/年予定しています。</p>																																									

◎消費者と生産者の交流の促進									
取り組みの主体	緑政土木局	市民							
第1期の取り組み概要	収穫体験、農業応援を行っています。								
【「水の環復活」とのつながり】									
<水面や緑地、農地を保全する> 市内に残る農地を保全し、有効に活用していきます。									
<水辺や緑が身近に感じられるまちづくり> 都市の中でも土に触れたり野菜作りを楽しむ場があり、農を身近に感じることができます。									
<市民・事業者・行政が協力し合い、できることから実践する人づくり> 農地や緑地を保全するとともに、市民が農に親しむ機会を増やしていきます。									
【事業の説明】									
①収穫体験農園 市内の農地を有効活用し、市民が農作物の収穫体験をととして「農」に親しみ、新鮮な地元野菜を味わう機会を提供しています。									
②なごやか農楽会 なごやか農楽校（デスクワークと現場を1年間講習）の卒業生が、市内農家からの要請により、果樹の収穫や野菜の植付け・収穫、また収穫体験の受付など農業を応援する活動を行っています。									
									
【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】									
①収穫体験農園（平成11年度～） 農園設置箇所数									
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
18カ所	16カ所	15カ所	17カ所	18カ所	18カ所	18カ所	16カ所	15カ所	
②なごやか農楽会 22年度 会員数 156名 23年度 会員数 156名 24年度 会員数 152名									
【第2期実行計画での事業予定等】									
収穫体験農園 17カ所の収穫体験農園を設置予定									

◎市内産をはじめ、近郊で採れる農産物を選ぶ															
取り組みの主体	市民														
第1期の取り組み概要	農産物の地産地消について、市民の意識をアンケート調査により把握しました。														
【「水の環復活」とのつながり】															
<p><市民・事業者・行政が協力し合い、できることから実践する人づくり> 愛知県近辺で採れる農産物を日常的に食べることで、農家の経済的成立や農地の保全に貢献できます。</p>															
【事業の説明】															
<p>「水の環復活」のためには、行政による取り組みだけではなく、市民ひとりひとりの協力が必要です。身近な環境を守るために、地域や学校などで学ぶ機会を設けたり、ひとりひとりが生活の中でできることからやってみたりして、「水の環復活」についての理解を深めていくことが大切です。</p>															
【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】															
<p>平成24年度の「市政アンケート」により、市民の皆さまの雨水活用に対する意識について調査しました。農産物の地産地消を心がけていると回答した市民は多く、約57%の市民が優先して購入していると回答しました。</p>															
<p>Q あなたは、野菜・果物などの農産物を購入する際、地元産(愛知県・岐阜県・三重県・長野県産)のものを優先して購入していますか。</p>															
<table border="1"> <caption>調査結果の割合 (%)</caption> <thead> <tr> <th>回答内容</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>価格が同じなら優先して購入している</td> <td>36.4</td> </tr> <tr> <td>価格が少し高くても優先して購入している</td> <td>20.5</td> </tr> <tr> <td>特に気にしていない</td> <td>38.9</td> </tr> <tr> <td>農産物を購入する機会がない</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>0.7</td> </tr> </tbody> </table>		回答内容	割合 (%)	価格が同じなら優先して購入している	36.4	価格が少し高くても優先して購入している	20.5	特に気にしていない	38.9	農産物を購入する機会がない	2.2	その他	1.3	無回答	0.7
回答内容	割合 (%)														
価格が同じなら優先して購入している	36.4														
価格が少し高くても優先して購入している	20.5														
特に気にしていない	38.9														
農産物を購入する機会がない	2.2														
その他	1.3														
無回答	0.7														
【第2期実行計画での事業予定等】															
市民アンケートによる調査を実施予定です。															



◎市民農園事業の実施	
取り組みの主体	緑政土木局 市民
第1期の取り組み概要	農家開設型市民農園を始め、多様な農園事業を進めます。
【「水の環復活」とのつながり】	
<p><水面や緑地、農地を保全する> 緑化を推進し、植物による蒸発散を促進します。</p>	
<p><水辺や緑が身近に感じられるまちづくり> 都市の中でも土に触れたり野菜作りを楽しむ場があり、農を身近に感じることができます。</p>	
<p><市民・事業者・行政が協力し合い、できることから実践する人づくり> 農地や緑地を保全するとともに、市民が農に親しむ機会を増やしていきます。</p>	
【事業の説明】	
<p>市が所有者より農地を借り、憩いの農園、コミュニティ農園、みのりの農園という名称で区画貸し農園を市民に貸し出しています。また、農家開設型市民農園の開設支援を行います。</p> <p>市民農園事業により、農地を保全し、市民が農に親しむ機会を創出しています。</p>	
【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】	
<p>平成24年度末現在、 憩いの農園を14か所、コミュニティ農園を14か所、みのりの農園を6か所運営しています。 また、農家開設型市民農園が28か所開設されています。</p>	
【第2期実行計画での事業予定等】	
<ul style="list-style-type: none"> ・憩いの農園・コミュニティ農園・みのりの農園の運営 ・農家開設型市民農園の開設支援 	

◎農業用水の環境保全	
取り組みの主体	緑政土木局
第1期の取り組み概要	庄内用水など4箇所、水や緑に親しめる憩いの場として整備を実施しています。
【「水の環復活」とのつながり】	
<p><水辺や緑が身近に感じられるまちづくり> 農業用水の水辺環境を整備して、水や緑に親しめる憩いの場のあるまちづくりを目指します。</p>	
【事業の説明】	
農業用水路本来の機能を生かしながら、散策や自然観察など市民の多目的なレクリエーションの場としても活用できるよう保全・整備に努めています。	
<div style="text-align: center;"> <p>標準断面図</p>  </div>	
<div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: right;">←整備後の状況</p>	
【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】	
庄内用水路など4か所の農業用水路について、水や緑に親しめる市民の憩いの場として整備を実施しています。	
○整備内容 散策路、植栽、せせらぎ、休憩施設、水景施設等	
【第2期実行計画での事業予定等】	
第2期での事業の実施は予定していません。	

◎庄内用水路への通年通水に向けた取り組み	
取り組みの主体	緑政土木局 上下水道局
第1期の取り組み概要	庄内用水路の通年通水が実現しました。
【「水の環復活」とのつながり】	
<p><地下水や下水再生水を活用したまちづくり> 通年で流量を確保することで、身近に水辺のあるまちづくりを目指します。</p>	
【事業の説明】	
<p>名古屋市内最大の農業用水である庄内用水は、水利権によりかんがい期（4月～9月）と10月には水が流れますが、11月～3月は水が涸れている状況です。 そこで、下水再生水を有効に活用することにより、庄内用水の通年通水を実現します。</p>	
【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】	
<p>平成22年12月に、守山水処理センターの下水再生水を活用した通年通水が実現しました。</p>	
	
非かんがい期	かんがい期
【第2期実行計画での事業予定等】	
<p>平成22年から庄内用水の通年通水が実現しています。</p>	

◎伊勢湾再生推進会議への参加					
取り組みの主体	総務局	環境局	住宅都市局	緑政土木局	上下水道局
第1期の取り組み概要	伊勢湾再生行動計画を策定・公表し、中間評価を行いました。				
【「水の環復活」とのつながり】					
<p><水の環復活に役立つ取り組みを学ぶ場づくり> 伊勢湾流域圏との連携を進め、「伊勢湾再生行動計画」に基づいて水循環や生態系の回復を目指します。</p>					
【事業の説明】					
◎設立目的					
伊勢湾における総合的な環境の保全・再生を効果的に実現するために、関係事業主体が連携して、事業の計画、実施、モニタリング及びそのフィードバックに基づく、事業の見直しなどの具体的な行動計画を策定し、実施する事を目的としています。					
◎主な実施内容					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 海域・陸域を含めた総合的な対策会議の設立 ・ 多様な機関の参画による伊勢湾再生の推進 ・ 10年間を目標とした行動計画の策定(平成19年3月) ・ 行動計画のフォローアップ⇒毎年度実施し、平成29年度に最終評価を報告予定 					
【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】					
平成17年度	国土交通省中部地方整備局を事務局として、国の関係機関、愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市、名古屋港管理組合などを構成員として設立				
平成18年度	伊勢湾再生行動計画を策定・公表				
平成19年度	行動計画のフォローアップ(統一指標の設定、各施策の指標調査)の調整				
平成20年度	伊勢湾流域の環境調査、関係機関の取り組み状況のとりまとめ				
平成21年度	伊勢湾流域の環境調査、関係機関の取り組み状況のとりまとめ				
平成22年度	伊勢湾再生行動計画の中間評価を実施・公表				
平成23年度	行動計画のフォローアップ(施策群の整理、アピールエリアの設定、数値目標の設定)				
平成24年度	伊勢湾流域の環境調査、関係機関の取り組み状況のとりまとめ。				
【第2期実行計画での事業予定等】					
毎年度行動計画の推進・フォローアップを行い、平成29年度に行動計画の最終評価を実施します。 行動計画の最終評価を受け、伊勢湾における総合的な環境の保全・再生を効果的に実現するために、関係事業主体と共に今後を検討していきます。					

◎尾張地域水循環再生地域協議会への参加	
取り組みの主体	環境局
第1期の取り組み概要	協議会に参加しました。
【「水の環復活」とのつながり】	
<p><水の環復活に役立つ取り組みを学ぶ場づくり> 計画の着実な推進により、名古屋市が近隣市町村と連携をとりながら、水の環復活を目指します。</p>	
【事業の説明】	
<p>流域を中心とした一連の水の流れの過程において、人間社会の営みと水循環の持つ「水質の浄化」、「水量の確保」、「多様な生態系の維持」及び「水辺の保全」の4つの機能が、適切なバランスのもとに確保されている健全な水循環を再生することを目的に、愛知県が平成18年3月に「あいち水循環再生基本構想」を策定しました。</p> <p>「あいち水循環再生基本構想」では、水循環再生の取り組み実施に際し、地域ごとに自然条件や経済活動の状況などが異なるため、県内を尾張、西三河、東三河の3地域に分け、それぞれに地域協議会を設置して取り組む事としており、名古屋市は尾張地域水循環再生地域協議会に所属しています。同協議会では、平成20年3月に「尾張地域水循環再生行動計画」を策定しました。なお、同協議会には「行動計画フォローアップチーム」が置かれています。</p>	
【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】	
<p>平成20年度 : 協議会1回、フォローアップチーム2回が開催され、進行指標(取組点検指標)の設定等を行いました。</p> <p>平成21年度 : 協議会1回、フォローアップチーム1回が開催され、流域モニタリング一斉調査、民間団体との連携・協働意見交換会等を行いました。</p> <p>平成22年度 : 協議会1回、フォローアップチーム1回が開催され、流域モニタリング一斉調査、民間団体との連携・協働意見交換会等を行いました。</p> <p>平成24年度 : 協議会が開催され、尾張地域水循環再生行動計画の中間評価及び更新を行いました。</p>	
(1) 水環境の現状	
<p>基本構想で示す水循環の4つの機能(「水質の浄化」「水量の確保」「多様な生態系の維持」「水辺の保全」)から導かれる、「①きれいな水」、「②豊かな水」、「③水が育む多様な生態系」、及び「④ふれあう水辺」という4つの観点から、水環境の現状を定量的な指標を用いて整理しました。</p>	
(2) 取組点検指標からの評価	
<p>平成20年度に、行動計画の進捗状況を点検把握するために「取組点検指標」をとりまとめました。「取組点検指標」は「地域共通の取組」と「流域別の取組」が設定されており、各団体が水循環の再生に向け実施した実績を平成21年度から集計しています。そこで、平成20年度から平成22年度の3ヶ年の取組点検指標を用いて評価を行いました。</p>	
(3) 流域モニタリング一斉調査からの評価	
<p>身近な水辺に興味を持ってもらうため、水質・水量・生態系・水辺といった水循環に関する項目からなる「水循環再生指標(平成19年7月作成)」を活用して、流域モニタリング一斉調査を平成21年度より実施しています。この調査は、水循環再生に向けた取組の評価や見直しに活用するだけでなく、流域全体の状況把握や流域内の連携向上を期待していることから、平成21年度から平成23年度の3ヶ年の調査結果を用いて評価を行いました。</p>	
【第2期実行計画での事業予定等】	
<p>行動計画の期間は10年を基本としています。</p>	

◎地域間交流の実施				
取り組みの主体	上下水道局	市民経済局	市民	
第1期の取り組み概要	水源林保全体験、物産販売、技術交流などを実施しています。			
【「水の環復活」とのつながり】				
<p><水面や緑地、農地を保全する> 樹林地を継続的に手入れしていくことで、雨水の浸透・貯留、蒸発散を促進していきます。</p> <p><水の環復活に役立つ取り組みを学ぶ場づくり> 木曽三川の水源地域との地域間交流を深めるとともに、企業や自治体が取り組んでいる事業をPRします。</p> <p><市民・事業者・行政が協力し合い、できることから実践する人づくり> 多くの人たちの協力により、水源地域が保全されます。</p>				
【事業の説明】				
<p>○流域連携</p> <p>本市では、お客さまが水源地等を訪れ保全活動などを行う「木曽川さんありがとう」や「木曽三川水源林保全体験」、木曽三川の上流部に下水処理施設をもつ自治体と水処理に関する情報や技術の交換を実施する「水処理ネットワーク」、流域の市町村が農作物や特産品を浄水場などで販売する「エコ市」など、木曽三川流域の良質な水環境を守るため、さまざまな流域連携事業を展開しています。</p> <p>さらに、平成22年の生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）を機に、8月に木曽三川流域の27自治体が、水の環・人の和・生物の輪の視点から森・川・海の水でつながる命をテーマに意見を交換し合うシンポジウムを開催し、10月には生物多様性交流フェアにおいて、「流域自治体宣言」を29自治体の総意として発信しました。</p> <p>今後は、この「流域自治体宣言」を踏まえ、団体・市民レベルでの交流の発展につながる具体的方策を検討・実施し、流域自治体との連携を推進していきます。</p>				
				
流域自治体シンポジウムの開催		ミーセの開催		
<p>○名古屋市民御岳休暇村での植樹の実施</p> <p>事業主体：名古屋葵ライオンズクラブ、王滝村、(公財)名古屋市民休暇村管理公社、市民経済局文化振興室</p> <p>名古屋市民御岳休暇村は、市民生活を支える水源地である木曽川上流に位置し、市民の貴重な財産である敷地内の広大な自然を保護・活用するため、名古屋葵ライオンズクラブや王滝村とともに、同クラブ提供の苗木の植樹および下草刈りなどの育樹を、公募の市民の方々と平成17年より実施してきました。</p>				
<p>○名古屋市民による森づくり（本丸御殿復元事業）</p> <p>事業主体：名古屋城総合事務所（名古屋城本丸御殿PRイベント実行委員会）</p> <p>本丸御殿復元事業では、木曽川上流の貴重な財産である樹齢300年の木曽ヒノキなど、多くの木材を使う一方で、上流の豊かな森林環境を将来に残すため、名古屋市民が岐阜県中津川市加子母（旧加子母村）及び長野県木曾郡木曾町木曾駒山麓において植樹等を行う「市民による森づくり」を実施しています。</p> <p>木曽川上流の森を育てることは木曽川下流域に住む名古屋市民においしくてきれいな水を提供することにもつながり、この事業を通じて水源地と都市の住民間の上下流交流を図っています。</p>				
（裏面に続く）				

【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】

○流域連携

以下に上下水道局で実施している主な取り組みを紹介します。

・木曽川さんありがとうの実施	・水処理ネットワークの開催
・木曽三川水源林保全体験の実施	・エゴ市の開催
・流域自治体シンポジウムの開催	・木曽三川流域メッセの開催

流域自治体宣言を踏まえ、流域の自治体が水環境保全に向けた連携手法を検討・実施するため、平成23年度に流域自治体連携会議を設置しました。

新たな自治体へも参加を呼びかけ、平成24年度は43自治体の構成となりました。

○名古屋市民御岳休暇村「市民の森 葵の森」植樹祭の実施

名古屋葵ライオンズクラブや王滝村とともに、同クラブ提供の苗木の植樹及び下草刈りなどの育樹を公募の市民の方々と実施してきました。

○「名古屋市民による森づくり」

【植樹予定数】 10年間で約1万本（ヒノキ、広葉樹）

	開催日	参加者	植樹数
岐阜県中津川市加子母	平成20年9月23日	213名	500本
	平成21年9月12日	130名	500本
	平成22年9月18日	110名	500本
	平成23年9月17日	104名	350本
	平成24年9月29日	120名	500本
長野県木曽郡木曽町 木曽駒山麓	平成21年5月16日	200名	800本
	平成22年5月15日	192名	750本
	平成23年5月14日	100名	755本
	平成24年5月12日	158名	455本

【第2期実行計画での事業予定等】

○流域連携

引き続き流域連携事業を実施するとともに、団体・市民レベルでの交流の発展につながる具体的方策を検討・実施していきます。

○名古屋市民御岳休暇村での植樹の実施

引き続き実施を予定しています。

○名古屋市民による森づくり（本丸御殿復元事業）

平成30年まではこれまで通りの事業を進める予定です。

その後については、上流の自治体等と検討していくが、何らかの形で交流を進めていく予定です。

◎名古屋市グリーン購入ガイドラインに沿って間伐材製品を選ぶ	
取り組みの主体	環境局 各局
第1期の取り組み概要	間伐材使用の工事用看板を選ぶなど、グリーン購入を推進しました。
【「水の環復活」とのつながり】	
<p><市民・事業者・行政が協力し合い、できることから実践する人づくり> 間伐材を積極的に用いることで、水源林の保全に貢献しています。</p>	
【事業の説明】	
<p>名古屋市では、自らが事業者でもあり消費者でもあるという立場から、積極的に環境問題の解決に取り組む姿勢を示すため、行政運営上必要な製品及びサービスの購入等に際して、率先して環境に配慮した取組みを実践する「グリーン購入」の推進を図ります。</p>	
対象	原則として本市の全ての組織に適用するものとし、環境マネジメントシステムとの関連を図りつつ全庁的に推進します。また、関連団体等に対する協力要請として、本市が出資等をしている団体その他の関連団体等に対して、本市のグリーン購入の指針に基づく取組への協力を要請するよう努めます。
内容	<p>1 ガイドラインに指定されている品目（抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事務用機器（折りたたみいす（事務用）） 金属を除く主要材料が、樹脂の場合は再生樹脂割合10%以上、木質の場合は間伐材（廃材）又は再生材を使用していること。（平成23年度まで） ○文房具（文房具共通）、オフィス家具等（いすなど10品目）、インテリア・寝装寝具（ベッドフレーム） 主要材料が木材の場合は、間伐材、端材等の再生資源又は合法材を使用していること。（平成24年度から） ○公共工事（工事用看板）：間伐材を利用したもの <p>2 ガイドラインに指定されていない品目</p> <ul style="list-style-type: none"> ①原則として、第三者機関が認定する環境ラベルを取得した製品を選択 <ul style="list-style-type: none"> ・間伐材マーク（間伐材を用いた製品につけられるもの。）：全国森林組合連合会間伐材マーク事務局 ・F S C 認証マーク（適切な森林管理が行われていることを認証する「森林管理の認証」や森林管理の認証を受けた森林からの木材・木材製品であることを認証する「加工・流通過程の管理の認証」を受けた製品につけられるもの。）FSC（Forest Stewardship Council：森林管理協議会） ②環境ラベルを取得した製品が存在しない場合においては、指針第2のいずれかの条件を満たす製品を選択 （例：グリーン購入のためのGPNデータベース、グリーン購入法特定調達物品情報提供システム）
【第1期（平成20年度から平成24年度まで）の成果・実績】	
<p>○公共工事（工事用看板） 間伐材を利用したもの</p> <p>平成20年度：全市810基（上下水道局680基、緑政土木局123基、交通局4基、住宅都市局3基） 平成21年度：全市1009基（上下水道局819基、緑政土木局186基、交通局4基） 平成22年度：全市1187基（上下水道局1035基、緑政土木局150基、住宅都市局2基） 平成23年度：全市984基 （上下水道局832基、緑政土木局130基、交通局4基、住宅都市局17基、環境局1基） 平成24年度：全市710基（上下水道局563基、緑政土木局130基、住宅都市局17基）</p> <p>平成23年3月に策定した、名古屋市が市民・事業者により率先して環境に配慮した取組を進める「名古屋市役所環境行動計画2020」に基づき、公共工事における資材等の使用にあたっては、名古屋市グリーン購入ガイドラインで定める品目の積極的な使用を進めます。</p>	
【第2期実行計画での事業予定等】	
引き続き、「名古屋市グリーン購入ガイドライン」の適切な運用を実施していくことにより、間伐材製品等の導入に努めます。	

◎木曽三川水源造成公社への貸付					
取り組みの主体	総務局	各局			
第1期の取り組み概要	関係自治体で設立した水源林の造成を行う公社に、貸付を行っています。				
【「水の環復活」とのつながり】					
<p><市民・事業者・行政が協力し合い、できることから実践する人づくり> 水源地域との地域間交流を深め、造林を推進していきます。</p>					
【事業の説明】					
<p>【木曽三川水源造成公社の設立目的】 公益社団法人木曽三川水源造成公社は、木曽三川の水源地域において造林を行い、水源のかん養、災害の防止、自然環境の保全等森林の有する多面的な機能の持続的発揮を図ることを目的として、昭和44年に岐阜県、愛知県、三重県と名古屋市及び木曽三川の水源地域の市町村などにより設立されました。</p> <p>【木曽三川水源造成公社の事業内容】 これまでに10,931haの水源林を造成し、現在は樹木の健全な成長のために必要な間伐や枝打ち、除伐などの保育事業及びその作業を効率的に進めるための作業路補修事業などを行っています。</p> <p>【木曽三川水源造成公社への貸付の意義】 森林の効用については、水源のかん養や災害防止のほか、二酸化炭素の吸収作用、生態系の保全など多岐にわたり、公共財としての認識が高まっています。 一方、木曽三川が本市を始め、流域の経済社会に及ぼす影響については多大なものがあり、昨今の異常気象による洪水も懸念されており、その重要性の認識がますます深められています。 このような状況のなか、3県1市が協力して木曽三川の水源林の造成に努めることは、中部圏の中核都市としての本市の役割であるとともに、広く市民への効用をもたらすことも期待できることから、水源林造成のための貸付を行っています。 今後とも、適切な水源林の造成により、木曽三川の上下流の地域が、一層豊かでうるおいのある社会へ発展していくよう、3県1市が協調して事業を進めていく必要があると考えています。</p>					
【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】					
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
本市から公社への貸付金額(千円)	26,918	26,104	26,684	27,058	27,350
保育事業(ha) (間伐、枝打ち、除伐)	1,483	1,120	544	651	361
作業路補修事業(km)	110	107	73	36	25
水源林見学会 参加者(名)	55	92	96	60	53
※昭和44年度から平成24年度の貸付金の累計は、968,869千円となっています。					
【第2期実行計画での事業予定等】					
<p><32年度までの事業予定> ・保育事業（間伐、枝打ち、除伐） ・作業路補修事業 ・水源林見学会の開催 等</p>					

◎魚介類の購入時、伊勢湾産のものを積極的に選ぶ

取り組みの主体	市民
第1期の取り組み概要	魚介類の地産地消について、市民の意識をアンケート調査により把握しました。

【「水の環復活」とのつながり】

<市民・事業者・行政が協力し合い、できることから実践する人づくり>

愛知県近辺で採れる魚介類を日常的に食べることで、漁業の経済的成立に貢献するとともに、伊勢湾の保全にも貢献していることとなります。

【事業の説明】

「水の環復活」のためには、行政による取り組みだけではなく、市民ひとりひとりの協力が必要です。身近な環境を守るために、地域や学校などで学ぶ機会を設けたり、ひとりひとりが生活の中でできることからやってみたりして、「水の環復活」についての理解を深めていくことが大切です。

【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】

平成24年度の「市政アンケート」により、市民の皆さまの雨水活用に対する意識について調査しました。

水の環復活に向けた取り組みとして、地産地消を心がけていると回答した市民は多く、約15%の市民が今後取り組んでみたいと回答しました。

Q: 水の環復活に向けて、あなたが今後取り組んでみたい、または、今後も引き続き取り組みたいことがあることは何ですか。

